

# 国民年金だより

2008年(平成20年)  
4月1日発行

那覇市 市民課  
国民年金グループ  
TEL861-6901



## 学生のみなさんへ!!

### 4月1日(火)から

# 平成20年度分 学生納付特例 制度の受付が始まります

## 学生納付特例制度 申請・継続手続きのお知らせ

経済的な理由により国民年金保険料の納付ができない学生を対象として、保険料の納付を10年間猶予する「学生納付特例制度」があります。この制度を申請して承認されると、保険料の納付をしなくても万が一の事故や病気で障害になったときの「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」にも対応します。(その他の要件で給付できない場合もあります。)そのためにも早めに申請することが重要になります。手続は次のとおりです。準備ができたら早めに申請してください。

**受付場所** 那覇市役所 市民課 国民年金窓口(本庁6階)

**受付開始** 平成20年4月1日(火)から(ただし土日祝日を除く)

**受付時間** 午前8時30分～午後5時15分

混雑が予想されますので、なるべく午後4時45分までにお越しください

**必要なもの** ◎印鑑(学生本人のもの 認印可 シャチハタ印は不可)

◎学生証(有効期限に注意してください)

または、在学証明書(平成20年4月1日以降発行のもの)学校により他の書類が必要な場合があります。

○平成19年4月以降仕事をやめた方は離職票または、雇用保険受給者証があれば持参してください。

※申請に必要なものが揃えば、代理の方でも申請できます。

申請は  
お早めに



## 社会保険庁から学特継続通知のハガキが送られて来た人は

送られてきたハガキに必要な事項を記入のうえ、返送してください。ハガキを返送すれば、手続きしたことになり、再度市町村窓口で申請する必要はありません。

## 学校を卒業した人は

学校を卒業したら、保険料の納付をお願いします。学生納付特例制度が承認され、納付を猶予された期間の保険料は10年以内であれば、後日納める(追納)ことができます。ただし、追納する保険料の額は、3年目以降に追納する場合は経過した年数に応じた加算額が上乗せされます。もしも、保険料の納付が困難な場合は、申請免除・納付猶予制度などの制度がありますので、検討することをお勧めします。

追納など、納付について、学特の継続通知などについてのお問い合わせは

那覇社会保険事務所 ☎ 855-1122 へお願いします。



平成8年12月以前に**旧姓**で年金に加入していた方は、**以前の記録が統合されていないことがあります。**

### <500万件が旧姓の方!!>

○いわゆる持ち主不明である「5000万件」の年金記録のうち、500万件を超える件数が結婚等により氏名を変更されている方々のものと見込まれています。

### <ご協力をお願いします>

○これらの年金記録は、国民の方々お一人お一人に旧姓の申し出をいただくことにより、皆様の記録にすみやかに結びつけることができます。ご協力を何卒よろしくお願いいたします。

## 住所・氏名が変わった方はすみやかにご連絡を!

・住所、氏名変更の届出がお済みでない方は、大切な「ねんきん特別便」をお届けできません。住所の変更・訂正は、ご自身による手続きが必要となります。

第1号被保険者

➡ 住民登録のある市町村

第2号・第3号被保険者

➡ 勤務先の社会保険、共済事務の担当者

年金受給者

60歳以上で年金を受け取られていない方

➡ 社会保険事務所

第1号、第2号、第3号被保険者の説明についてはP4をご参照下さい。



ねんきん特別便についてのご質問・お問い合わせは

『ねんきん特別便専用ダイヤル』

☎ 0570-058-555 ※ IP電話・PHSからは03-6700-1144

(受付時間) ○月～金曜日：午前9時～午後8時まで

○第2土曜日：午前9時～午後5時まで

那覇社会保険事務所 壺川2-3-9 TEL098-855-1122

(開庁時間) ○月曜日：午前8時30分～午後7時 (休日の場合は翌日)

○火～金曜日：午前8時30分～午後5時15分

○第2土曜日：午前9時30分～午後4時

社会保険労務士会 詳しくはホームページ:<http://www.shakaihokenroumushi.jp/>  
又は沖縄県社会保険労務士会 TEL 098-863-3180

共済制度については ・私学共済 日本私立学校振興・共済事業団へ  
・公務員共済 最後に加わっていた(または現在所属している)共済組合へ

ねんきん特別便以外の年金相談については 『ねんきんダイヤル』 ☎ 0570-05-1165

※休日明けやお手元にお知らせが届いた直後は混み合うことがあります。

社会保険庁ホームページでも「ねんきん特別便」に関するQ&Aを掲載しておりますので、あわせてご利用下さい。

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp>

# 「ねんきん特別便」が届いたら 必ず確認して回答しましょう!



平成9年1月に年金記録を一人一番号で管理する基礎年金番号が導入されました。それまでは就職や転職、結婚などを機に、異なる年金番号がつけられることもあり、そのため同じ人がいくつもの年金番号を持ち、番号ごとに年金記録が別々に管理されていたことから、コンピュータに入力されている約5,000万件の記録とまだ入力されていない多数の記録が基礎年金番号に未統合のままになっていました。

そこで、社会保険庁では基礎年金番号の記録と5,000万件の記録とを氏名・生年月日・性別で照合する「名寄せ」作業を行い、その結果をすべての年金受給者・現役加入者に『ねんきん特別便』でお知らせしています。

とりわけ今年3月までに送られた方は、名寄せ作業の結果、基礎年金番号と結びつく可能性の高い記録が新たに見つかった年金受給者・現役加入者です。すでに年金を受けている受給者の場合、新たな記録が見つかるとう金額の計算も変わりますので、手続きが必要になります。又、4月以降に送付される方についても記録がもれている場合がありますので、よく確認することが必要です。

## 「ねんきん特別便」送付スケジュール(予定)

**平成19年1月～20年3月** 【5,000万件の中に記録がある可能性のある人に送付】

**平成20年4月 ～ 5月** 【1月～3月までに送付されなかったすべての年金受給者に送付】

**平成20年6月 ～ 10月** 【1月～3月までに送付されなかったすべての現役加入者に送付】

## ○「ねんきん特別便」が届いたら・・・必ず、ご確認・ご回答をおねがいします

「ねんきん特別便」によるご本人様のご確認及びお手続きを経て、はじめて記録が結びつくことができます。お手数をおかけしますが、お手元に届きました「ねんきん特別便」により、ご自身の年金記録に記載もれや誤りがないかをご確認の上、必ずお手続き下さいますようお願いいたします。

### 1. まず「あなたの加入記録」を確認してください。

#### ◎チェックポイント

- 勤務先や国民年金の加入期間の記載もれがないか。
- 勤務期間や国民年金の加入期間の時期に誤りはないか。
- 勤務期間と国民年金の加入期間がつながっているか。

### 2. 確認結果を回答してください。

#### ・記録に「もれ」や「間違い」など訂正がない場合(年金受給者、現役加入者ともに)

「確認はがき」や「回答票」へ必要事項を記入の上、返送する。

#### ・記録に「もれ」や「間違い」など訂正がある場合。

##### 年金受給者

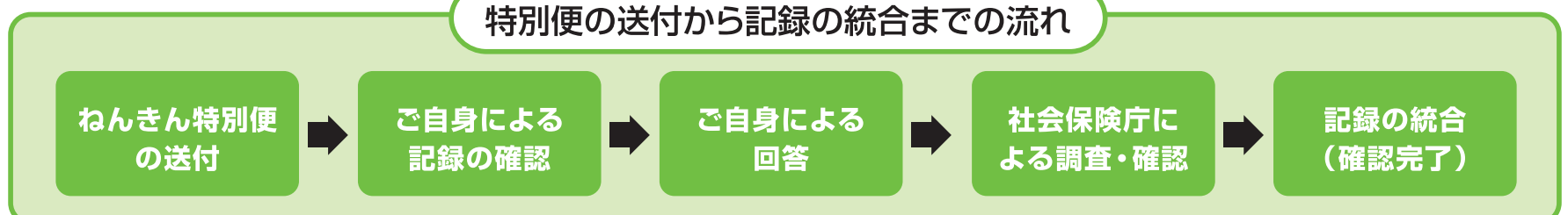
「確認はがき」・「回答票」に年金証書を添えて、お近くの社会保険事務所で手続きする。  
→ 社会保険事務所で記録の確認を行い、年金額の改訂手続きをする。

※那覇社会保険事務所 壺川2-3-9 TEL 098-855-1122

##### 現役加入者

「確認はがき」・「回答票」を返信用封筒に入れて社会保険庁へ返送する。

#### 特別便の送付から記録の統合までの流れ



## 国民年金の加入者は次のように分けられます。

### ■第1号被保険者

農林漁業従事者・自営業者・自由業者・無職の人及びその配偶者、学生など（20歳以上60歳未満の人）

### ■第2号被保険者

厚生年金や共済組合の被保険者（届け出をしなくても国民年金に加入したことになります）

### ■第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者。ただし、届け出が必要です。（20歳以上60歳未満の人）

### ■任意加入者

- 日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人 ・海外に在住している20歳以上65歳未満の日本人
- 昭和40年4月1日以前に生まれた方で、日本国内に住所を有する65歳以上70歳未満の人、または海外に在住している65歳以上70歳未満の日本人
- 被用者年金（厚生年金など）の老齢（退職）年金の受給者で20歳以上60歳未満の人

## 平成20年度 国民年金保険料は

# 月額14,410円（年間172,920円）です。

自営業者や学生などの第1号被保険者が納める保険料で、年齢・所得・性別に関係なく一律です。保険料は、社会保険庁から送付される納付書で、各金融機関、郵便局、社会保険事務所、ファミリーマート、ローソンの窓口で納めてください。

## 前納や口座振替にすると保険料は安くなります!!

### 1. 口座振替で前納（まとめて前払い）

1年分を口座振替でまとめて前もって納める（前納）と「3,620円」割引!!!（1年分の保険料額172,920円が169,300円に）6ヶ月前納すると「980円」割引!年間で「1,960円」（980円×2回）（1年分の保険料額172,920円が170,960円に（半年分×2回））  
※口座振替での前納は事前の申し込みが必要です。

年間最大  
3,620円の  
割引

### 2. 現金で前納（まとめて前払い）

1年分を現金払いで前納すると「3,070円」割引!!!（1年分の保険料額172,920円が169,850円に）6ヶ月前納すると「700円」割引!年間で「1,400円」（690円×2回）（1年分の保険料額172,920円が171,520円に（半年分×2回））  
※前納用納付書が必要です。社会保険事務所へご連絡下さい。

こんなに安く  
なるんだね

### 3. 口座振替で早割（当月末振替）

口座振替は通常「翌月末引き落とし」ですが、「当月末振替」の「早割」にすると月額50円の割引!!  
（月額保険料 14,410円 → 14,360円）

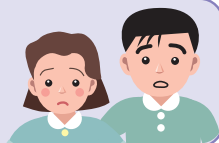


～詳しくは社会保険事務所へお問い合わせ下さい。～

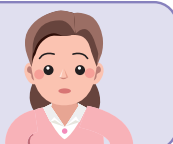
那覇社会保険事務所 ☎ 855-1122

## 保険料が納められないときは・・・。

経済的な理由で保険料納付が困難な方  
**免除制度（全額・一部）**



収入の少ない若い人（30歳未満）  
**納付猶予制度**



経済的な理由で保険料納付が困難な学生  
**学生納付特例制度**



承認されること

老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるために必要な期間に算入されます。

保険料の免除などを受けた期間は、納付したときに比べ、受け取る年金額（老齢基礎年金）は少なくなります。障害基礎年金、遺族基礎年金は減額されません。10年以内であれば後から保険料を納めること（追納）も出来ます。免除などを受けた年度から起算して3年目以降に保険料を追納する場合には、経過期間に応じた加算額が上乗せされます。